

「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査」に対する意見等

〔平成18年12月18日〕
〔社団法人 第二地方銀行協会〕

1. 全般に関する意見等

項番	意見等	理由
1	<p>告示・監督指針との整合性確保</p> <p>今回公表されたマニュアル案は、金融庁告示第19号および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で示された内容を検証項目として整理したものであり、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。また、金融検査評定制度との整合性も必要と考える。</p>	<p>マニュアル案は、ガバナンスと管理プロセスチェックを重視し、詳細な検証項目が示されているが、そもそもマニュアルは、告示、監督指針にもとづき金融機関が適切に対応しているかを検証するものであるため。</p>
2	<p>検証項目のレベル感の明確化</p> <p>マニュアル案では、規模・特性・リスクプロファイルに見合った管理態勢が求められており、中小・地域金融機関における検証のレベル感が明確ではない。中小・地域金融機関を想定した検証事項のレベル感をミニマムスタンダードとして例示で示していただきたい。</p>	<p>監督指針は、中小・地域金融機関向けと主要行等向けで別に作成されており、自己資本（の充実）や統合（的な）リスク管理など、求められている内容が異なっているため。</p>
3	<p>機械的・画一的な運用の回避等</p> <p>マニュアル案では、被検査金融機関の規模・特性・リスクプロファイルに応じた態勢を検証することとなり、検査官の裁量範囲が拡大することから、検査の運用においては、これまで以上に画一的・機械的な運用がないよう徹底していただきたい。</p> <p>また、検査官により検証基準が異なると、混乱するため、検査官の目線の統一も徹底していただきたい。</p>	<p>マニュアル案は、中小・地域金融機関に求められる内容と主要行に求められる内容が不明瞭であり、被検査金融機関の規模・特性等に応じた検査が徹底されないと大きな混乱が生じる懸念があるため。</p>

項番	意見等	理由
4	<p>構成の統一</p> <p>チェックリストのⅠ、Ⅱには、各金融機関共通の検証項目、Ⅲは、うち先進金融機関の検証項目というように、チェックリスト内の構成の統一化を図っていただきたい。</p>	<p>被検査金融機関および検査官の無用の混乱を回避する観点から、できるだけ統一した構成、記述にする必要があるため。</p>

2. 各管理態勢共通（チェックリスト案の項目は統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト案の内容を記載）

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	Ⅱ.1.③ 【管理者による組織体制の整備】（v） （7頁）	「管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う、信頼度の高い統合的リスク管理システムを整備しているか。」とあるが、 ○ 「統合的リスク管理システム」とは、コンピュータ等を指しているのか、それとも全般的な統合的リスク管理態勢のことを示しているのか。 ○ 「業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う」とは、何らかの方法（基準）で検証する必要があるのか。 ○ 「信頼度の高い」とは、どのような基準で判断するのか。	求められる統合的リスク管理システムの内容が不明確であるため。
2	Ⅱ.1.③ 【管理者による組織体制の整備】（vi） （7頁）	「管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修態勢を整備し、…」とあるが、研修態勢とは、OJTなども含むという理解でよいか。	研修態勢の範囲が不明確であるため。
3	Ⅱ.2.(2)① 【金融機関のリスク全体に対するのモニタリング】 （9頁）	「…及び前提条件等の不確実性のモニタリングも行っているか」とあるが、「前提条件等の不確実性のモニタリング」とは具体的にどのような内容を想定しているものか。	用語の内容が不明確であるため。
4	別添1の参考事項	「リーガル・チェック等」とは、「コンプライアンス・チェック」を含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門	用語集として定義する場合でも、通常使われていない意味まで付加するのは、誤解・混乱を招く虞があるため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
		<p>家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう」とされているが、リーガル・チェックはあくまでも法的側面の検証であり、「等」とすることにより、規程の一貫性・整合性まで含めるべきではないのではないか。</p>	

3. 統合的リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方	今回チェックリスト案と併せて公表された「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置付けを明確にさせていただきたい。	統合的リスク管理態勢のチェックリスト案と検証の考え方の位置付けが不明確であるため。
2		「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」に示された「バーゼルⅡの適用開始後の検査においては当面以下の方針で検査する」の「当面」とは、将来的に統合リスク管理態勢への一本化を視野に入れたものではないと理解してよいか。	
3		「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」に示された「より大規模かつ複雑なリスク」の定義をより明確にさせていただきたい。	仕組債・仕組ローン等のオプション固有リスクが複雑なリスクにあたり注記されているが、仕組債等を保有している金融機関全てに、統合リスク計測手法に関する検証が行われるという誤解を招きかねないため。
4	I.1.③ 【統合的リスク管理方針の整備・周知】 (2頁)	「…（以下「ALM委員会」という。）…」という記載は、「…（以下「ALM委員会等」という。）…」にすべきではないか。	I.2.④「取締役会は、ALM委員会等（ALM委員会及びこれと同等の機能を有する組織をいう。）を設置しているか」と平仄を合わせるため。
5	I.3.(2)① 【改善の実施】 (5頁)	「…上記3.(1)の分析・評価及び検討の結果に基づき…」という記載は、「…上記3.(1)の分析・評価の結果に基づき…」にすべきではないか。	「分析・評価」には、検討も含まれると考えられるため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
6	Ⅱ.1.② 【統合的リスク管理規程の内容】 (6頁)	「統合的リスク評価方法及び各リスクの評価方法に関する取決め」の「及び各リスクの評価方法」は削除すべきである。	各リスクの評価方法に関する取決めは、各リスク管理規程に盛り込まれることから、統合リスク管理規程には記載する必要はないと考えられるため。
7	Ⅱ.1.③ 【管理者による組織体制の整備】 (7頁)	「管理者は、統合的リスク管理方針に定める新規商品等に関し、新規商品等審査のため内在するリスクの特定の要請を受けた場合、各リスク管理部門を通じ、…」の「新規商品等審査のため内在するリスクの特定の要請を受けた場合」は削除すべきである。	2.(1)①(iii)「統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針に定める新規商品等に関し、各リスク管理部門を通じ事前に内在するリスクを特定し、取締役会等に適時に報告しているか」と平仄を合わせるため。
8	Ⅱ.2.(1)① 【管理対象とするリスクの特定】(ii) (7頁)	「…また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきか検討しているか」とは、リスクの計量化を前提とした確認を求めるものではないという理解でよいか。例えば、「資産残高に基づく重要性」といった定性的な判断でも差し支えないという理解でよいか。	軽微なものも含め全てのリスクについてリスク量の計量化を前提とされることになれば、必要以上の負担になるため。
9	Ⅱ.2.(3)① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】 (9頁)	「管理不可能なリスクが存在する場合」として、「統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や統合的リスク管理の管理対象とするリスクではあるが適切な管理が行えない場合」とあるが、適切な管理が行えない場合とは具体的にどのような場合を想定しているのかを明確にしていきたい。	どのような場合に業務の撤退・縮小について検討しなければならないかが不明確であるため。

4. 自己資本管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	I.1.④ 【資本計画等の整備・確立】 (3頁)	「…適切な自己資本水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか」とあるが、資本計画等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。資本調達計画とは異なるのか。	用語の定義が不明確であるため。
2	I.2.① 【内部規定の整備】 (3頁)	「管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定・周知させているか。」という記載は、「管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、関係部署に周知させているか。」とすべきである。	II.1.①「自己資本管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定・周知させているか」と平仄を合わせるため。
3	II.1.① 【自己資本管理規程の整備】 (7頁)	「管理者は、事業の規模・特性及びリスク・プロファイル並びに自己資本管理手法を十分に理解し、…」とある一方、II.1.②では、「業務の規模・特性及びリスク・プロファイル」とされているが、「事業」と「業務」で使い分けをしているのか。	用語の定義が不明確であるため。
4	II.1.③ 【管理者による組織体制の整備】(i) (8頁)	「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。」とは、何に対するどのような牽制機能なのかを明確にしていきたい。	牽制機能の内容が不明確なため。
5	II.1.③ 【管理者による組織体制の整備】(ii) (8頁)	「リスク限度枠の遵守状況・使用状況」という記載は、「リスク限度枠の遵守状況・使用状況（リスク限度枠を設けている場合）」としていただきたい。	機動的取引が行われることが多いと考えられる市場部門とは異なり、貸出などの業務によっては、限度枠を設けずに管理を行っている場合も想定されるため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
6	II.2.(2)① 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】 （9頁）	「… 取締役会等は、自己資本を定義する際、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本、基本的項目（Tier I）、補完的項目（Tier II）、又は株主資本等との関係に照らし、決定根拠を明確にしているか」という部分の記載はIに移すべきではないか。	取締役会等に関する記載であるため。
7	II.2.(2)④ 【自己資本充実度の評価】 （10頁）	「適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本及びリスクへの影響度を分析し、自己資本充実度の評価を行っているか」とあるが、当該部分は、ストレス・シナリオ下の損益の試算により、影響度をみるということであり、リスク計量化を求めるものではないという理解でよいか。	リスク量の計量化を前提とされることになれば、必要以上の負担になるため。

5. オペレーショナル・リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見	理由
1	全般	<p>検証ポイントに、「金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法（基礎的手法、粗利益配分手法も含む。）の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が構築されているかを検証することが重要」とされているが、Ⅰ、Ⅱでは、基礎的手法採用行に求められるレベル感がつかめるよう、ミニマムスタンダードの例示を掲載していただきたい。</p>	<p>チェックリスト案のⅠ、Ⅱでは、同レベルの対応を求められているが、基礎的手法、粗利益配分手法採用行と計量化を行っている金融機関とでは、求められるレベルも異なるため。</p>
2	<p>Ⅱ. 2. (1)③ 【オペレーショナル・リスクの定量（計量）化】 イ. (8頁)</p>	<p>「… また、スコアリング手法等により、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直しているか」とあるが、基礎的手法では掛目が既に定められていることから、見直しは必要ないという理解でよいか。</p>	
3	<p>Ⅲ. 2. (1) 【オペレーショナル・リスク計量態勢の確立】 (ii) (11頁)</p>	<p>「… また、連結対象となる子会社に対しても問題がないか確認しているか」という記載は、「… また、オペレーショナル・リスク計量手法を用いる子会社に対しても問題がないか確認しているか」とすべきである。</p>	<p>先進的手法を適用する金融機関についての告示では、「部分適用の特例」が認められており、先進的手法採用行に求められる以上の対応は必要ないと考えられるため。</p>

以上